

第八改正

日本藥局方

第一部

(No. 1) (SI=C¹⁴) 量十第薬国

第八改正 日本薬局方第一部

PHARMACOPOEIA JAPONICA
EDITIO OCTAVA
VOLUMEN I

＝ 監 修 ＝
石 館 守 三



常用版

財団法人 日本公定書協会
株式会社 廣川書店

第八改正日本薬局方第一部

—— 常 用 版 ——

財団法人日本公定書協会

昭和46年5月31日 初版発行

昭和47年6月15日 3刷発行

著 作 権
所 有 者

財団法人 日本公定書協会
会 長 石 館 守 三

出 版 権
所 有 者

株式会社 廣 川 書 店
代 表 者 廣 川 源 治
東 京 都 文 京 区 本 郷 3 丁 目 27 番 14 号
電 話 東 京 [03] 814-5561 (代 表)
振 替 東 京 8 2 6 9 4 番

製 版 ・ 印 刷
製 本

大日本法令印刷株式会社

第八改正日本薬局方

日本薬局方沿革略記

日本薬局方の制定は明治13年10月衛生局長長與專齋の建議に基づいて内務郷松方正義が太政官に伺書を提出したことによっている。その伺書の大要は「第一、本邦未だ薬局方の律書あらず處方製劑に一定の標準なく、英局方の用量に従て獨局方の製劑を与ふるか如き危険の誤謬を生し易し。第二、製藥をなす者各國各異の薬局方に據りて便宜製煉するを以て其名均しくして其質同しからず其性同しけれども其稱異なる物市場に紛聚するの弊害を續出せり。第三、輸入藥品の検査に際し我に其良否を判決すべき一定の憑據なきを以て各輸出國の局方に據りて特別の試験を要するか如き當事者其煩雜に堪へず。加之近今製劑業者我薬局方の制なきに乘し外國局方中原質廉價の物を撰抜して調製の用に充て名實紊亂射利相競ぶの風日を逐て滋々甚しとす。而して此等の諸弊を防遏するの途一に日本薬局方の制を定むるに在るのみ因て之か選定編纂の事を舉て中央衛生會に委任あらんことを請ふ」とある。明治13年11月、太政官から中央衛生會に日本薬局方の選定を委任し、14年1月、日本薬局方編集總裁および委員の任命があり、總裁は元老院幹事細川潤次郎、委員は陸軍軍医總監松本順、同軍医監林紀、海軍軍医總監戸塚文海、一等待医ドクトル池田謙齋、内務省衛生局長長與專齋、東京大学医学部教授三宅秀、海軍中医監高木兼寛、陸軍二等薬剤師兼二等軍医正永松東海、柴田承桂、東京司藥場教師オランダ人ドクトルエーキマン、横浜司藥場教師オランダ人ドクトルゲールツ、東京大学医学部教師ドイツ人ドクトルベルツおよびドクトルランガルト、オランダ人ドクトルブッケマンであった。

14年1月日本薬局方編集委員会を開始し、その第1回において、まず薬局方の通則、体例および詳略の程度を定める件ならびに明治10年中内務省から司藥場教師ゲールツおよびドワルスに囑して仮に編述したオランダ文および邦文薬局方稿本をもって原案に供する件を議決した。そののち、明治10年編述の旧稿によらず、別にドイツ文をもって日本薬局方稿本を起草することを議決し、まず収載すべき薬品および附表の品目を定め、続いて明治15年から薬局方稿本の編集およびその成案に対する審議を進行した。

明治16年7月、陸軍軍医監石黒忠恵、陸軍軍医監兼薬剤師監緒方維準が日本薬局方編集委員に任命され、17年4月、元老院幹事細川潤次郎が日本薬局方編集總裁を解かれ、内務大輔土方久元が代わって任命された。9月、東京大学医学部教師ドイツ人ドクトルスクリッパ、10月、オランダ人ドクトルファンデルヘーデンを委員とした。18年7月、参事院議官子爵土方久元が日本薬局方編集總裁を解かれ、内務大輔芳川顯正がこれに代わった。明治18年10月13日、日本薬局方を全部完成し、總裁はこれを内務郷に具申し、12月、總裁および委員はことごとくその任を解かれた。こうして19年6月25日、内務省令をもって、初めて日本薬局方を發布し、20年7月1日からこれを施行した。

この第一版日本薬局方に収載した薬品数は468、終りに製剤の通則、試薬、定規液および常貯薬以下の6表を付け、また全部ラテン語の訳本を作って内務省から発行した。こうして薬局方の基礎となったドイツ語稿本の起草は最初ゲールツおよびランガルトが分担し、そのうち、エーキマンが主として担当した。明治23年になって内務省衛生局はエーキマンの起草に係る第一版日本薬局方註釈を発行した。また、委員のほか、薬局方編集に参与したのは横浜司薬場長辻岡精輔、東京大学医学部助教授下山順一郎、同丹波敬三、同丹羽藤吉郎、内務省御用掛林洞海および内務一等技手大中太一郎であった。

明治21年4月、第一版日本薬局方を改正するため帝国大学医科大学教授ドクトル長井長義、同高橋順太郎、同ドクトル下山順一郎、同ドクトル丹波敬三、同榎村精徳、内務三等技師辻岡精輔、同四等技師田原良純、同五等技師櫻井小平太、内務一等技手島田耕一および柴田承桂を日本薬局方編集委員とし、5月、内務省衛生局長長與専齋を日本薬局方調査委員長、海軍軍医大監實吉安純を同委員とした。

日本薬局方調査委員はまず当時の薬局方に追加すべき薬品の品目を議し、塩酸コカインおよびアンチフェブリンの2品を採り、その稿案を議定し、明治21年9月内務省令をもってこれを発布した。そのうち、委員は改正に急を要するところを調査したが、その条項が非常に多く、これを追加で発布することは通覧する上に不便があり、むしろ全面的に修正し、改正薬局方をもって現行薬局方に変更する方が優れていると認め、すみやかに改正の業を完成することに決めた。よって明治21年9月から、改正薬局方稿案の起草に着手し、23年10月に至るまで順次成案について審議し、明治24年3月全部の改正稿案を完成し、これを内務大臣に具申し、内務大臣は中央衛生会に諮問して同年5月内務省令をもって、改正日本薬局方を発布し、明治25年1月1日からこれを施行した。

第二版日本薬局方が発行されてから、ほとんど10年、医学および薬学の進歩に伴って、再度の改正を必要とするようになり、明治33年3月勅令第80号をもって、日本薬局方調査会官制が発布され、同年4月内務省衛生局長長谷川泰を日本薬局方調査会長に、東京帝国大学医科大学教授理学博士薬学博士長井長義、同薬学博士下山順一郎、同薬学博士丹波敬三、同医学博士高橋順太郎、同医学博士青山胤通、衛生試験所技師薬学博士田原良純、同辻岡精輔、同島田耕一、宮内省薬剤師長山田董、陸軍軍医監医学博士小池正直、同薬剤監平山増之助、海軍軍医大監木村壯介、同薬剤監高橋秀松、警視庁技師池口慶三および医学博士榎村清徳を同委員に内務技師宮入慶之助を同幹事に、6月陸軍三等軍医正平政造を同委員に任命した。34年5月、医学博士青山胤通委員を解かれ、東京帝国大学教授医学博士入澤達吉が代わって任命された。35年3月、幹事宮入慶之助退官のため、内務技師栗本庸勝がこれに代わった。7月、長谷川泰会長を解かれ、陸軍軍医総監男爵石黒忠恵が代わって任命された。同月、委員医学博士榎村清徳死去し、10月、佐藤佐が代わって任命され、12月幹事栗本庸勝転任のため、内務省参事官小原新三がこれに代わった。36年4月、幹事小原新三転任し、内務省衛生局長森田茂吉が代わって任命された。9月幹事森田茂吉転任し、後任に衛生局長窪田静太郎が代わって任命された。12月、医学博士小池正直委員を解かれ、37年2月、東京帝国大学医科大学助教授薬学博士丹羽藤吉郎が代わって任命された。6月、委員辻岡精輔死去し、7月、衛生試験所技師齋藤寛猛が代わって任命された。

委員は明治33年5月、内務省において初回の会議を開き、調査の順序を定め、かつ、現行薬局方はその収載の薬品品目が比較的少数のため、實際上不便があるのでその範囲を拡張することを議決した。しかし、大改正することは長時日を要するので、全部の改正に先だち、新薬その他の薬品で当時広く使用されていたもの、すなわち没食子酸ほか32品、つぎにヂフテリア血清ほか2品、つぎに消毒用石炭酸水ほか1品を現行薬局方に追加することを決め、順次その稿本を議定した。すなわち、明治33年11月内務省令第48号、36年6月内務省令第3号、37年5月内務省令第8号で発布したものがこれである。こうして明治39年3月に至り、全編の改正を完了し、これを内務大臣に具申し、内務大臣は同39年7月内務省令第21号をもってこれを発布し、同40年1月1日より、施行した。第三改正日本薬局方がこれである。

日本薬局方の調査はこれを継続する必要がある日本薬局方調査会を常設することとし、明治39年3月勅令第53号をもってつぎの官制が発布された。

日本薬局方調査会官制 (明治三十九年三月勅令第五十三号
大正十年四月勅令第百号改正)

第一条 日本薬局方調査会は内務大務大臣の監督に属し日本薬局方改正に関する事項を調査す

第二条 日本薬局方調査会は会長一人委員十六人以内を以て之を組織す
臨時必要の場合に於ては前項定員の外臨時委員を命ずることを得

第三条 会長、委員及臨時委員は内務大臣の奏請に依り内閣に於て之を命ず

会長及委員の任期は四箇年とす但し必要ある場合に於ては任期中解任することを妨げず
(削除)

第四条 日本薬局方調査会に幹事一人を置き内務省高等官を以て之に充つ

第五条 日本薬局方調査会に主査委員を置くことを得

主査委員は内務大臣委員中より之を命ず

第六条 会長は会務及議事を整理し其決議を内務大臣に具申す

第七条 会長事故あるときは内務大臣の指定したる委員其事務を代理す

第八条 幹事は会長の指揮を承け庶務を整理す

第九条 日本薬局方調査会は議事規則を議定し内務大臣の認可を受くへし

第十条 会長、委員及幹事は一箇年五百円以内臨時委員には事件の軽重に応じ其都度相当の手当を給することを得 (削除)

第十一条 日本薬局方調査会に書記を置き内務省判任官を以て之に充つ

書記は会長及幹事の指揮を承け庶務に従事す

第十二条 書記には一箇年百円以内の手当を給することを得 (削除)

附 則

本令は明治三十九年四月一日より之を施行す

本令施行の際現に会長、委員、幹事及書記たる者は別に辞令を用ひず其任を解かれたるものとす

明治39年4月、職員の任命を行ない、以来調査を続行し、その結果としてつぎの諸令

の発布を見ることとなった。

明治40年7月内務省令第18号、防疫用石炭酸追加の件ほか4件。明治41年12月内務省令第21号、バクチ水の条項改正の件ほか4件。明治42年11月内務省令第22号、硝酸の条中改正の件ほか34件。明治43年5月内務省令第21号、阿片の条中改正の件。明治44年12月内務省令第20号、タンニン酸の条項改正の件ほか11件。明治45年5月内務省令第4号、ヨードホルム綿の条中改正の件ほか5件。大正2年3月内務省令第2号、アセトアニリドの条中改正の件ほか33件。大正2年12月内務省令第20号、含水ラノリンの条項改正の件ほか8件。

第三改正日本薬局方が発行されたのち、その間、数次の改正を行なったとはいえ、医学および薬学の進歩に伴い、ことに欧州戦乱の影響によって大改正の必要を認め、大正4年3月日本薬局方第四次改正を議決し、4月より調査に着手したが、全部の終了には長時日を要するので、急を要するものはそのたびごとにその発布を具申した。すなわち大正4年10月内務省令第11号、チフテリア血清の条項改正の件ほか1件、大正5年1月内務省令第1号乳酸の条中改正の件がこれである。こうして大正9年5月全部の調査を完了し、新たに収載したもの73品、削除されたもの94品で、その間、5年2箇月を要した。大正9年12月内務省令第44号をもって発布された第四改正日本薬局方がこれである。その調査に従事した職員の名は薬学博士長井長義（会長）、医学博士文学博士森林太郎、薬学博士丹波敬三、木村壯介、医学博士高橋順太郎、医学博士本多忠夫、医学博士三浦謹之助、薬学博士田原良純、薬学博士池口慶三、鶴田禎次郎、薬学博士高橋三郎、薬学博士丹羽藤吉郎、薬学博士山田董、医学博士林春雄、医学博士宇野朗、薬学博士渡邊又治郎、薬学博士磯野周平、薬学博士朝比奈泰彦、佐藤佐（以上委員）、薬学博士西崎弘太郎、高橋増次郎、理学博士柴田桂太（以上臨時委員）、内務書記官山田準次郎、内務書記官湯澤三千男（以上幹事）であった。

薬局方調査会官制中第3条第2項、第10条および第12条は大正10年4月勅令第100号をもって削除された。

第四改正日本薬局方が発布されたのち、改正されたものはつぎのとおりである。

大正12年10月内務省令第43号、クレゾール石鹼液の貯法改正の件、大正14年12月内務省令第27号、凡例中改正の件ならびにアセトアニリドの条中改正の件ほか72件および試薬磷酸のほか2件追加の件、昭和2年5月内務省令第29号、コバイババルサムの条中ほか1件改正の件および試薬メチルロート溶液追加の件、昭和3年11月内務省令第41号、アヘンエキスの条項改正の件ほか3件条中改正の件。

第四改正日本薬局方が発行されてから10年、その間に前後5回にわたり100余種数10項についての改正を行なったが、学術の進歩に伴い新薬新製剤の製出は益々多くなり薬局方の根本的改正を促進する結果となった。そこで昭和4年4月日本薬局方第五次改正を行なうこととなり同年9月第1回本会議を開き、大改正の調査に関する全般の方針を定め、同年10月より主査委員は各担当の科目について調査に着手し、全部の改正に先だち緊急を要するものはその都度その発布を具申した。昭和5年10月内務省令第31号、クレゾール石鹼液の条中改正の件及びほか1件条項改正の件ならびに海人草ほか3件追加の件、昭

和5年12月内務省令第35号、パクチ水削除の件ほか杏仁水の条中改正の件及び葡萄糖ほか6件追加の件がこれである。また昭和6年12月から委員中特に編集委員を選定した。こうして昭和4年9月改版に着手してから昭和6年12月に至る2年3箇月間に、主査委員会64回、本会議28回を開催し、全編の改正を完了し内務大臣に具申した。この改正において新たに収載した薬品46品、削除した薬品85品、実験および調査により改正または加除したものの900余件、その他字句文章の改訂はほとんど全部にわたり行なった。

昭和7年6月内務省令第21号でこれを發布し、同年10月1日から施行した。すなわち第五改正日本薬局方がこれである。その調査に従事した職員の名は薬学博士池口慶三(会長)、医学博士三浦謹之助、鶴田慎次郎、栗本庸勝、医学博士林春雄、薬学博士西崎弘太郎、薬学博士近藤平三郎、薬学博士渡邊又治郎、医学博士島順直次郎、薬学博士高橋三郎、薬学博士慶松勝左衛門、薬学博士朝比奈泰彦、薬学博士磯野周平、医学博士北島多一、医学博士西野忠次郎、薬学博士服部健三、薬学博士緒方章(以上委員)、理学博士柴田桂太、薬学博士刈米達夫、今野運治、薬学博士杉井善雄、薬学博士瀧野勇(以上臨時委員)、内務書記官白松喜久代(幹事)であった。

日本薬局方調査会官制は昭和10年9月勅令第274号をもって新たに改正公布され、同時に明治39年勅令第53号日本薬局方調査会官制は廃止された。

日本薬局方調査会官制 (昭和十年九月二十日勅令第二百七十四号)

第一条 日本薬局方調査会は内務大臣の監督に属し其の諮問に応じ日本薬局方の改正及衛生試験の方法に関する事項を調査審議す

第二条 調査会は会長一人及委員十六人以内を以て組織す

特別の事項を調査審議するため必要あるときは臨時委員を置くことを得

第三条 会長は内務大臣の奏請に依り内閣に於て之を命す

委員及臨時委員は内務大臣の奏請に依り関係各庁高等官及学識経験のある者の中より内閣に於て之を命す

会長並に学識経験ある者の中より命せられたる委員及臨時委員の任期は四年とす

但し会長及委員は特別の事由ある場合に於て、臨時委員は特別の事由ある場合又は当該特別事項の調査審議終了したる場合に於て任期中之を解任することを妨げず

第四条 会長は会務を総理す

会長事故あるときは内務大臣の指名する委員其の職務を代理す

第五条 調査会に幹事を置く内務大臣の奏請に依り内閣に於て之を命す

幹事は会長の指揮を承け庶務を整理し臨時命を受け第一条に掲ぐる事項の調査に従事す

第六条 調査会に書記を置く内務大臣之を命す

書記は上司の指揮を承け庶務に従事す

附 則

本令は公布の日より之を施行す

明治三十九年勅令第五十三号日本薬局官制は之を廃止す

諸調査会等の職員旅費支給規則中日本薬局方調査会の職員に関する規定は本令に依る日本

薬局方調査会に関する規定とす

昭和13年1月厚生省が新設され、日本薬局方調査会は内務大臣から厚生大臣の監督に属することになった。昭和23年7月に法律第197号をもって薬事法が新たに改正公布され、同法第61条によって、昭和10年勅令第274号日本薬局方調査会官制は廃止され、同法に基づいて薬事委員会を設立し同委員会内に公定書小委員会が設置され、公定書すなわち日本薬局方および国民医薬品集ならびにそれらの追補に関する原案を厚生大臣に提出する機関として新たに発足することになった。また同法第30条に基づき、ここに厚生大臣は公定書を発行し公布することになった。

第五改正日本薬局方を発布したのち、改正されたものはつぎのとおりである。

昭和7年10月内務省令第34号、試薬稀硝酸中改正の件。昭和8年12月内務省令第50号、一般試験法中改正の件ならびに葛澱粉の条中改正の件ほか4件および定規液十分定規チオ硫酸ソーダ液中改正の件。昭和11年7月内務省令第18号、ベタナフトールの条中改正の件および劇薬表中改正の件。昭和12年5月内務省令第20号、乳酸の条中改正の件ほか21件。昭和13年6月厚生省令第9号、ホルマリン石鹼液の条中改正の件ほか5件。昭和14年8月厚生省令第27号、一般試験法中改正の件ならびにアセトンの条中改正の件ほか103件、常備薬表、毒薬表および劇薬表中改正の件、アセタルゾールほか63件追加の件およびキナ酒ほか一件削除の件。昭和16年12月厚生省令第55号、凡例中5項目追加の件、一般試験法中改正の件ならびにアセトアニリドの条中改正の件ほか166件および劇薬表中改正の件、甘露澱粉ほか4件追加の件およびゲンチアアナエキス削除の件。昭和17年11月厚生省令第57号、凡例中改正の件ならびにクレゾールの条中改正の件外14件および常備薬表中改正の件、アセトスルファミンほか4件追加の件およびクレゾールほか3件削除の件。昭和18年11月厚生省令第49号、白糖の条中改正の件ほか1件。昭和19年4月厚生省令第15号、凡例中改正の件、一般試験法中改正の件ならびにアセタルゾールの条中改正の件ほか84件および試薬中改正の件、玉蜀黍澱粉ほか25件追加の件および塩酸キニーネ丸ほか3件削除の件。昭和19年9月厚生省令第32号、塩化カルシウムの条中改正の件ほか2件、硫酸コデインほか2件追加の件、ルゴール液削除の件およびアミノ安息香酸エチルほか23件別名追加の件。昭和20年3月厚生省令第8号、イヒチオール坐剤の条中改正の件ほか10件および消毒用アルコールほか1件追加の件。昭和21年3月厚生省令第13号、ビタミンC末の条中改正の件ほか3件およびヅルチン追加の件。昭和21年6月厚生省令第27号、常備薬表中改正の件。昭和21年10月厚生省令第44号、ビタミンB₁注射液の条中改正の件。昭和22年1月厚生省令第3号、リゾールの条中改正の件ほか2件。昭和23年5月厚生省令第15号、ビタミンB₁液の条中改正の件ほか8件。

昭和10年9月日本薬局方調査会官制の改正公布に伴い会長池口慶三はその任を解かれ、慶松勝左衛門が代わって会長に命ぜられた。委員も相当の変動があり、また、以後委員は沈滞を更新するために現職主義を採用した。昭和22年5月会長慶松勝左衛門はその任を解かれ、昭和22年10月緒方章が代わって会長に任命された。昭和23年10月日本薬局方調査会が廃止され、新たに薬事委員会内に公定書小委員会が設立され委員長に緒方章が推挙された。

昭和7年6月第五改正日本薬局方を発布したのち、昭和23年10月に日本薬局方調査会を廃止するまでにその調査に従事した職員氏名はつぎのとおりである。

会長	池口慶三	慶松勝左衛門	緒方章
委員	浅野三千三	朝比奈泰彦	東龍太郎
	石館守三	磯野周平	岡田文秀
	落合英二	柿沼昊作	勝俣稔
	加藤於兎丸	神林浩	亀山孝一
	刈米達夫	北島多一	衣笠豊
	栗本庸勝	小泉親彦	近藤平三郎
	小林芳人	坂口康藏	澤重民
	柴田桂太	島菌順次郎	清水寅次
	菅澤重彦	高木誠司	高橋三郎
	高橋新一郎	高橋酉藏	田口文太
	田中肥後太郎	田宮猛雄	田村憲造
	鶴田禎次郎	中野太郎	灘尾弘吉
	西崎弘太郎	西野忠次郎	狭間茂
	畑忠三	服部健三	林信夫
	林春雄	藤田直市	保利信明
	町口英三	松尾仁	三浦謙之助
	三木良英	三田村篤志郎	宮川米次
	山口誠太郎	渡邊又治郎	
臨時委員	阿部勝馬	池田文治	石尾正文
	河合亀太郎	今野運治	佐々木隆興
	篠田淳三	清水藤太郎	杉井善雄
	村山義温	湯浅武孫	
幹事	井川俊一	石福覺治	伊藤幹愛
	江本龍雄	大岡増二郎	小川俊太郎
	掛見喜一郎	加藤貞武	神谷秀夫
	上尾庄次郎	川崎近太郎	木村忠二郎
	熊谷洋	黒野吾市	慶松一郎
	酒井威	坂上米次	清水辰太
	白松喜久代	白松篤樹	椙山庸吉
	田邊左門	寺田安一	長澤佳熊
	野間正秋	原一郎	日南田義治
	福地言一郎	宮田為益	村原正直
	百瀬勉	森喜一	山口一孝
	米田喜一郎		

実に18年を経過し、前述のとおりこの間に前後16回の改正が行なわれた。その間、薬局方の全面的改正の必要があったが、当時戦時下の国情は到底実現の困難なものであった。従って昭和14年および昭和19年に行なわれた改正は、収載医薬品も658品目から758品目に増加され、改正の事項もはなはだ多岐にわたり、本質的には改版に等しいものであった。その後の科学の進歩発達、新医薬品の発見発明は治療界に画期的な影響を与え、昭和20年第二次世界大戦の終結と共に、わが国においても急速に医薬品の変貌を見るに至ったので、これに応じてわが国の薬局方も全面的改正の必要に迫られた。ことにわが国に重大な関係のあるアメリカ合衆国薬局方は、1947年に改正されたので、昭和22年5月日本薬局方調査会は第六次改正を行なうことを議決し、同年7月この新薬局方を範として調査に関する全般の大方針を決定するに至った。また組織についても広く知識を糺合して調査の万全を期する目的で、総括、有機、無機、生薬、製剤、血清ワクチン及び試薬の各部会を設置し、有機、無機、生薬及び製剤の各部会は更に第一部会（東京）及び第二部会（関西）に分けて結成し、部会長及び部員の任命を行ない、これを運営する大綱を定め、直ちに具体的調査に着手した。このようにして昭和22年7月改版に従事してから昭和25年8月に至るまで3年1箇月の間、委員会5回、総合連絡会4回、総括部会116回、有機第一部会42回、有機第二部会51回、無機第一部会21回、無機第二部会37回、生薬第一部会41回、生薬第二部会65回、製剤第一部会56回、製剤第二部会39回、血清ワクチン部会20回及び試薬部会20回を開催し全編の改正を終了した。これより先、厚生省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律（昭和24年5月法律第154号）により、薬事法の一部を改正し、薬事委員会は薬事審議会と改め、緒方章引き続き会長の任に当り、公定書小委員会は公定書小審議会と改称して引き続き調査に従事し、昭和25年10月薬事審議会の議決を経て原案を厚生大臣に提出した。厚生大臣は昭和26年3月厚生省告示第31号をもって、第六改正日本薬局方として公布した。この改正において新たに収載したものの141品、削除したものの243品、収載品目は634品であった。

第六改正日本薬局方に従事した者はつぎのとおりである。

公定書小審議会

委員長 緒方章

委員	東龍太郎	阿部勝馬	石館守三
	大塚一矩	落合英二	尾隠山秀雄
	柿沼呉作	柿沼三郎	刈米達夫
	木村康一	木村雄四郎	桑田智
	慶松一郎	小島三郎	小林芳人
	近藤龍	清水藤太郎	菅澤重彦
	高木誠司	高橋西蔵	竹内甲子二
	辰濃尚次郎	田中丑雄	田宮猛雄
	中村敬三	西野忠次郎	野口敬身
	畑忠三	福地言一郎	不破龍登代
	松尾仁	村山義温	矢野潔

部会長	入江七平	柿沼三郎	刈米達夫
	木村康一郎	木村雄四郎	桑田智郎
	小島三誠	近藤忠三	清水藤太郎
部員	青木大貫	石井基一	石川正雄
	石津一重	石福覺治	石正茂太郎
	市川重春	伊藤四十二	今井統雄
	上尾庄次郎	植田高三也	上田武雄
	浮田忠之進	歌橋均龍	宇野豊三郎
	梅澤濱夫彦	江本崎文二	大岡増太郎
	尾山秀雄	岡掛見喜一郎	小川俊太郎
	加藤真武洋	鐘ヶ江久三	川崎近太郎
	熊谷一郎	栗原善一郎	黒田辰一
	慶松次郎	河内善一郎	木島正夫
	小林勘次	西海枝東雄	酒井喜一
	坂上米次	坂口武一	櫻井喜一
	澤田中弘	柴田承二	嶋田玄彌
	嶋野武吉	下澤剛二	下村孟剛
	相山庸三郎	鈴木友次郎	関沢眞太郎
	千秋子二	高木中久	高橋尚文
	竹内甲子	塚元久雄	田邊恭介
	田邊普清	恒松不二雄	富長英雄
	富野勇夫	長中村敬三	中瀬村多藏
	長友浪夫	西大路隆憲	丹羽貴知
	野上壽治	橋本寛一	原山久雄
	日南義壽	檜地言一	福見秀登
	福田三郎	藤田善一	不破龍三
	星野誠勉	堀井秀武	三堀正一
	山木克己	山岸晃勤	柳生孝厚
	山本隆一	和氣	渡邊
	渡邊武		

第六改正日本薬局方公布後、追補をもって、改正および追加されたものはつぎのとおりである。

昭和26年12月厚生省告示第281号、緒言中改正の件、通則中改正の件および通則第49項追加の件、亜鉛華の条中改正の件ほか167件、製剤総則中改正の件、一般試験法中改正の件、1949年万国原子量表中改正の件、INDEX NOMINUM中改正の件ならびに日本名英名対照表中改正の件。昭和27年8月厚生省告示第223号、常水基準およびブドウ酒基準追加の件ならびに一般試験法中試薬および容量分析用標準液に一部追加の件。昭和28年10月厚生省告示第319号、安息香酸ナトリウムの条中改正の件ほか22件および常水基準中改正の件。昭和30年3月厚生省告示第64号、通則中改正の件、アヘン末の条中改正の件ほか37件、塩酸オキシテトラサイクリンの条ほか3条追加の件、塩酸ストレプトマイシンの条ほか10条削除の件、ブドウ酒基準中改正の件、製剤総則中改正の件およびエリキシル剤の項ほか2項目追加の件ならびに一般試験法中改正の件、吸光度測定法の項ほか6項目および試薬、試液、指示薬、容量分析用指示薬試液、容量分析用標準液に一部追加の件。昭和30年12月厚生省告示第392号、通則中改正の件、インシュリン注射液の条中改正の件、製剤総則中改正の件および一般試験法中改正の件。昭和31年12月厚生省告示第379号、アセタルゾールの条中改正の件ほか25件、注射用アルゼノベンゾールナトリウムの条ほか4条追加の件、常水基準中改正の件、製剤総則中改正の件ならびに一般試験法中改正の件および試薬、試液に一部追加の件。昭和33年5月厚生省告示第143号、アルコールの条中改正の件ほか16件、ジキタリス末の条追加の件および一般試験法中改正の件。昭和34年11月厚生省告示第339号、カオリンの条中改正の件ほか10件、製剤総則中改正の件および一般試験法中改正の件。

この間、薬事審議会は、審議会等の整理等のための厚生省設置法等の一部を改正する法律（昭和26年6月法律第174号）により、薬事法の一部を改正し、公定書小審議会は公定書部会に改められ、部会長に緒方章引き続きこの任に当たった。さらに、新たに薬事法（昭和35年8月法律第146号）の制定に伴い、薬事審議会は中央薬事審議会と改め、公定書部会は日本薬局方部会と改称し、部会長緒方章引き続きこの任に当たった。また、同法附則第8条の規定により、第六改正日本薬局方および第二改正国民医薬品集はそれぞれ日本薬局方第一部および日本薬局方第二部とみなすこととなった。

第六改正日本薬局方を昭和26年3月公布したのち、医薬品の急激な進歩、試験法の発達などの情勢に伴い、日本薬局方の全面的改正の必要を生じ、薬事法第30条（昭和23年法律197号）の規定により、薬事審議会は厚生大臣の諮問に応じて第七次改正日本薬局方の作成に着手することになった。しかし当時、追補および第二改正国民医薬品集の作成にもっぱらあたっていたので、昭和30年3月第二改正国民医薬品集の改正終了と共に、引き続き直ちに第七次改正日本薬局方の調査に着手した。まず、同年9月組織およびその改正の方針を決定した。組織については大改正の調査に万全を期する目的で、東西連絡会、関東総括部会、関西総括部会、関東および関西の生薬部会、同じく製剤部会の各専門部会を順次結成し、さらに特殊専門部会として、分析小委員会および薬用量小委員会を設け、それぞれ部会長および調査員を委嘱した。こうして昭和30年改正に着手してから昭和36年3月までの間、公定書部会4回、東西連絡会4回、関東総括部会58回、関西総括部会35回、関東生薬部会49回、関西生薬部会38回、関東製剤部会36回、関西製剤部会37

回、分析小委員会70回、薬用量小委員会9回を開催し、全編の調査を終了した。なお、原案の作成については東京医薬品工業協会技術委員会および大阪医薬品協会技術委員会の協力を得た。この間、薬事法（昭和35年法律145号）の制定により、同法第41条の規定にしたがって第六改正日本薬局方および第二改正国民医薬品集はそれぞれ日本薬局方第一部および日本薬局方第二部とみなされることとなった。これにより本改正は第七改正日本薬局方第一部として、昭和36年3月23日薬事審議会の議決を経て、原案を厚生大臣に答申した。この改正において新たに収載したもの177品目、改正前の日本薬局方第一部から引き続き収載したもの379品目、改正前の日本薬局方第二部から転載したものの207品目で全収載品目数は763品目である。なお、改正前の日本薬局方第一部から日本薬局方第二部に移したものは195品目、また、削除したもの（日本薬局方外医薬品となったもの）は74品目である。

第七改正日本薬局方第一部の調査改正に従事した者はつぎのとおりである。

中央薬事審議会日本薬局方部会

部会長	緒方章		
委員	秋谷七郎	阿部勝馬	石館守三
	一丁田健一	伊藤四十二	牛丸義留
	大岡増二郎	大久保義夫	大塚一矩
	掛見喜一郎	刈米達夫	木村雄四郎
	熊谷洋	小林芳人	菰田太郎
	清水藤太郎	高木誠司	高田浩運
	高田正己	長澤佳熊	中村敬三
	野上壽	畑忠三	日南田義治
	福地言一郎	不破龍登代	美甘義夫
	森本潔	山本展由	
臨時委員	上尾庄次郎	加藤貞武	木村康一
	桑田智	中野勇	

日本薬局方調査会

部会長	青木大	掛見喜一郎	木村康一
	木村雄四郎	酒井威	長澤佳熊
	不破龍登代		
調査員	青木大	朝比奈晴世	朝比奈正人
	天野栄三	石川正雄	池田良雄
	市川重春	板井孝信	井上康治
	井上隆夫	今関和泉	岩田義彦
	印藤元一	上尾庄次郎	植田卯太郎
	植田高三	上田栄	上田武雄
	宇野豊三	梅澤濱夫	江本龍雄
	近江岸隆太郎	緒方章	小川俊太郎

奥田拓男	奥田治	太田健郎
掛見喜一郎	加藤貞武	加藤保孝
鎌田勝	刈米達夫	川畑秀信
北野茂	木村康一	木村雄四郎
木本頼三郎	桑田智	小泉聿郎
河内善一郎	郡定之	小島三郎
木島正夫	小林幸衛	孤田太郎
坂井節雄	酒井威	櫻井喜一
櫻井欽夫	佐野恒一	沢田弘
澤田義人	清水藤太郎	嶋田玄彌
下澤剛	下村孟	柴田承二
相山庸吉	鈴木友二	高木敬次郎
高木誠司	高橋眞太郎	高村豊
滝戸道夫	田久保敬男	武田健一
武田義道	田島博明	田中穰
田村善藏	辻智道	恒松不二夫
富樫英一	富本苞	長澤佳熊
長瀬雄三	中野勇	中村正夫
野上壽	野崎泰彦	能登武治
橋本庸平	秦清之	畑忠三
檜山実	福沢壽	福地言一郎
藤井五一郎	藤井正道	藤田路一
藤永善作	古谷力	不破龍登代
星野誠	松岡敏郎	松本郁男
水谷清	水沼清	宮崎順一
森島迫	森川利秋	諸江辰男
八木弥助	山岡静三郎	山本展由
山口一孝	横山復次	吉川俊夫
吉田英寛	吉田正信	渡辺厚
渡辺武	和田義昌	

第七改正日本薬局方第二部は薬事法（昭和35年法律第145号）第41条の規定に基づき昭和36年4月厚生省告示第76号をもって公布されたが、同法第41条第2項に「第二部には、主として混合製剤及びその原薬たる医薬品を収める」と規定されているので、その趣旨に従い第六改正日本薬局方から195品目、第二改正国民医薬品集から269品目計464品目が選定された。しかしながら当時は薬事法の公布に伴い日本薬局方第一部の制定に専念していたため、その改定はのちに行なうこととし、とりあえず品目の選定だけが行なわれた。従って同じ日本薬局方でありながら第一部と第二部では表現の方法が異なるほか、通則、製剤総則、一般試験法が異なるという矛盾が生じたため、早急にこれらを統一する

必要がおきたのである。このような状況から昭和36年12月厚生大臣は中央薬事審議会に対し、第二部改定の可否に関する諮問を行ない、同審議会は同年12月18日、日本薬局方部会を開催して改定を行なうべきことが議決し、これらを調査審議するための組織及び改定方針の決定を行なった。改定方針としてはまず表現方法を第一部に統一することとし、内容については必要やむを得ない事項のみを改定することとした。次にこれらを審議する組織としては常任調査部会、化学薬品調査部会、生薬調査部会、製剤調査部会及び特殊専門調査部会の5調査部会が設けられた。その後35回におよぶ調査部会の審議を経て原案が厚生大臣に答申され、昭和37年12月厚生省告示第416号をもって第二部を改定公示したが、この改定において削除したものは日本ケイ皮及びシ。ウキ。ウジロップの2品目、新たに取載したものはイクタモール軟膏、オレイン酸、石ケン・カンフルリニメント及び炭酸水素カリウムの4品目、計466品目が取載されたのである。

しかるに以上の改定においてはその改定方針にも示されているように表現方法を第一部に統一することに止め、品目の改廃をほとんど行なわなかったため、日進歩の医薬品業界の実態に沿うような新しい第二部の作成が強く望まれたのである。

このような事情から昭和38年2月22日、日本薬局方部会で、昭和40年度に第二部の全面的な改定を行なうべきことが議決され、さらに日本薬局方調査会総合調査部会（常任調査部会を改称）において改定方針が審議された。すなわち、その取載基準は薬事法第41条第2項の規定に従うことは勿論であるが、これが参考に資するため、現行第二部に取載している医薬品の使用頻度調査及び削除あるいは新たに取載を希望する品目の調査を行なうこと、また命名小委員会を設置して正名の検討を行なうことが議決された。

昭和38年12月厚生省は日本公定書協会に対し第二部取載医薬品の使用頻度調査の実施方を依頼し、同協会は病院2,099件、薬局2,165件、医薬品製造業910件、生薬取扱業94件を対象とし、昭和37年1～12月を調査対象期間としてこの調査を実施した。さらに同協会は、使用頻度調査と併行して日本医師会等関係諸団体の品目改廃と新取載希望品目の調査を実施し、それらの結果が昭和39年3月厚生省薬務局長に報告があった。その結果を参考とし、3回におよぶ総合調査部会で検討されたのち、取載予定品目を選定、引き続き昭和40年2月17日中央薬事審議会日本薬局方部会、同年3月23日同常任部会に上程、審議議決されて取載全品目が厚生大臣に答申された。

この答申に基づき各調査部会では原案作成の審議が開始され、化学薬品調査部会60回、製剤調査部会14回、生薬調査部会48回が開催され、その間必要の都度特殊専門調査部会の調査員が出席して油類等の検討が行なわれるとともに、命名小委員会で名称の統一が行なわれるなど、ここに取載全品目の調査審議が終了したのである。

その後、総合調査部会における総括審議を経て、昭和40年12月18日、中央薬事審議会日本薬局方部会、昭和41年2月7日、常任部会に上程、審議議決されて原案が厚生大臣に答申された。

この答申に基づき旧第二部から継続取載されたもの270品目、削除されたもの196品目、新たに取載されたもの103品目、計373品目が取載された。

第七改正日本薬局方第二部の調査改正に従事した者は次のとおりである。

中央薬事審議会日本薬局方部会

部会長	刈米達夫		
委員	秋谷七郎	阿部勝馬	伊藤四十二
	石館守三	板井孝信	大久保義夫
	大塚一矩	掛見喜一郎	春日正隆
	熊谷洋	鈴木誠太郎	杉山不二
	中村敬三	野上壽	不破龍登代
	山本展由		

臨時委員 一丁田健一 服部順五 福地言一郎

日本薬局方調査会

部会長	刈米達夫	櫻井喜一	下村孟
	山本展由		
調査員	青木大	池田良雄	板井孝信
	井上康治	井上隆夫	井上哲男
	今関和泉	印藤元一	上野高正
	宇野豊三	江島昭	榎本栄司
	掛見喜一郎	刈米達夫	木村康一
	久保文苗	桑野重昭	河内善一郎
	郡定之	木島正夫	櫻井喜一
	櫻井寛	澤田弘	清水藤太郎
	下村孟	鈴木郁生	鈴木誠太郎
	高橋眞太郎	谷村顕雄	田村善蔵
	辻章夫	都筑新太郎	長瀬雄三
	中山巖	永山芳男	名取信策
	西本和光	野上壽	長谷川淳
	服部順五	福地言一郎	不破龍登代
	松井宣也	山口一孝	山本展由
吉田文三	吉村淳		

第七改正日本薬局方第一部公布後、改正および追加されたものは、つぎのとおりである。

昭和37年12月1日厚生省告示第416号、リン酸リポフラビンの条中改正の件および一般試験法中改正の件。昭和38年4月6日厚生省告示第176号、アセチルサリチル酸の条中改正の件ほか5件、一般試験法中改正の件および試薬、試液、容量分析用標準液中追加の件。昭和38年11月29日厚生省告示第540号、アセチルサリチル酸の条中改正の件ほか35件、一般試験法中改正の件および試薬、試液中追加の件。昭和40年5月28日厚生省告示第295号、アセチルサリチル酸の条中改正の件ほか30件、一般試験法中改正の件および容量分析用標準液中追加の件。昭和44年8月11日厚生省告示第276号、エリスロマイシンの条中改正の件ほか29件および硫酸コリスチンの条ほか1条追加の件。昭和44年12月20日厚生省告示第403号、カンフルの条中改正の件ほか3件改正の件。